

徳川初期における女性観：中江藤樹を中心にして

万井, ふみ子 / YOROZUI, Fumiko

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

14

(開始ページ / Start Page)

103

(終了ページ / End Page)

111

(発行年 / Year)

1961-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010666>

徳川初期における女性観

—— 中江藤樹を中心にして ——

萬井ふみ子

一、幕府の階級固定政策の一環としての

女性の位置づけについて

近世日本の封建的女性観を端的に代弁しているものとして周知の「女大学」があるが、その一節に次のような表現がある。

女は陰性なり。陰は夜にして暗し、所以に女は男に比ぶるに、愚にて目前なる可然ことをも知らず。又人の詭るべきことをも弁へず。わが夫、我が子の災と成べき事をも知らず、科もなき人を怨み、怒りのろひ、或は人を妬み憎みて、わが身独立んと思へど、人に憎まれ疎まれて、みな我身の仇となることを知らず。最はかなく浅猿(一)

このように女性を無能者とし、半奴隸的な存在として位置づけることは、封建支配者層にとっては排外主義、身分差別（賤民制度）と並んで被支配者農民層内部における分裂を階級支配の安定のために利用するところの意識的な身分制措置に他ならないものだったと考えられる。また、女性の位置づけと同時に農民身分の

徳川初期における女性観（萬井）

社会的固定化を目指す「慶安御触書」に次掲の件りがある。

男は作をかせぎ、女房はおはたをかせぎ、夕なべを仕、夫婦ともにかせぎ可申、然者みめかたちよき女房或共、夫の事をおろかに存、大茶のみ、物まいり遊山すきする女房を離別すへし。乍去子供多く有之か、前廉恩をも得たる女房ならば各別也、又みめさま悪候共、夫の所帯を大切ニいたす女房をハ、いかにも悪可仕事(二)

御触書のこの項では、女性が労働することはもちろんであるが、何よりも『夫の所帯』の附屬物としてしか考えられていないということがわかる。そして、どんな場合でも『夫の所帯』の維持、即ち、年貢の完納という観点からしか女性はみられていなかったといえるであろう。だから年貢完納のためには女性の売買は一般的なことだったのである。このような女性の地位について、幕府の思想的代弁者である林羅山は次のように理論づけている。

其生レツク所モトヨリサダマレル天命ナレバ、ノゾムトモカナイガタシ……カナハヌノゾミヲナスハ、悪人愚人ノワザナル

ユヘニ、アラヌ事ヲヲモイカケテ、僻事ヲシ罪ヲツクリテ、ソノハテハテハ身ヲホロボスナリ、是皆子ガウマジキ道理ナル故也。(3)

右の如く階級関係の固定化を『天命』とか『道理』という概念によって説明している。では、彼のいう『道理』とはどんなものだったであろうか。

凡天地の間ニ生ル、者、皆陰陽五行ヲウクル也、其氣ニ不同アルユヘニ草木アリ、鳥獸アリ、人倫アリ(4)

この『陰陽五行』と『理気』の組合せによって宇宙現象だけでなく、社会現象も説明し男女の関係を次のように規定している。

男は外を治む猶は天のごとし、陽なり、女は内を治む猶は地のごとし、陰なり(5)

このような儒学思想による女性の地位の絶対的な低さの理論化は、後に『女大学』として現われ幕藩体制社会全体をつらぬくものとなった。

二、反支配思想としての陽明学

徳川幕府が林羅山を中心にして思想的支配を強化し仕上げつつあった時、近江地方には幕府とは異なる『天道』の理解の仕方が広まりつつあった。その情勢の中に近江聖人とまでいわれた中江藤樹が登場してくるのである。下級武士の家に生れた彼は江州、伯州、予州と転々とする中で儒学の研究を進めている。『藤樹先生年譜』(岡田氏本)は寛永元年十七才の頃を次のように伝えている。

……昼は終日諸士と応接シ、毎夜深更ニ及テ業トベ二十枚ヲ見終テ寝ヌ、其通ゼザル所アレバ思テ忘レズ、夢床ノ間、人アリテ示ガゴトクニメ曉得スル事多シ、先、大学大全ヲ読事ホトンド百遍ニ及テ曉得ス、大学通ハ後語孟ヲ読ニ皆通ス(6)

かかる中江藤樹の研究態度は彼を大成するのに大きく役立った彼は二十一才の時、『初学同志ノタメニ大学啓蒙ヲ著』し、二十三才の時『林氏剃髮受位弁』を書き林羅山を批判している。

林道春記性穎敏、而博物洽聞也。而説儒者之道。徒飾其口。効弘氏之法。妄剃其髮。曠ニ安宅。而弗居。舍正路。而不自由。朱子所謂能言鸚鵡也。而自称真儒也(7)

藤樹は、羅山らが徳川幕府の中においてその地位を得るために『説儒者之道。徒飾其口』と批判し、『不レ知レ有ニ明德親民之実学』と述べ、かかる人物が『自称真儒』ることを『其害有甚於異端者』と断言している。藤樹がこのように羅山を批判できたのは、百姓の貧困化と幕府の支配強化の中において、彼の思想的立場が『庄屋百姓中』にあったからであろう。そして、彼の『庄屋百姓中』の立場による学問探求の深化は、羅山らの思想的立場を背景とする徳川幕府の支配機構から自ら去っていく結果となった。『藤樹先生年譜』寛永十一年、二十七才の頃には次のように記してある。

先生逃去ルヲ以テ君ノ悪ミアリテ江陽ニアル事ヲ防レン事ヲ慮テ京都故友ノ家ニ寓メ命ヲ待ツ事百日余。其尤メナキヲ以テ江陽ニ帰ル。百錢ノ銀ヲ以テ酒ヲ買ヒ、又農家エ売テ其息ニ依テ母ヲ養フ。其後刀ヲ売テ銀十枚ヲ得タリ。是ヲ以テ米ヲ買ヒ

農家ニ借ス。息ヲ取ル事世人ヨリ甚ダ減ズ(8)

武士が自らの鏡とする刀を売ることは、非常に大きな思想的転化といわねばならない。藤樹は刀を売ってまでも百姓の生活について配慮している。ここにこそ林羅山を批判した『明德親民之実学』を見出したといえるであろう。以後中江藤樹は『庄屋百姓中』の思想的代弁者として近江地方を中心に活動するのである。

中江藤樹が有名な『翁問答』を書いたのは右のような生活環境の中においてであり、寛永十七年に完成したといわれているがその後何度も筆を入れている。それは、彼が社会的基盤とする近江地方の『庄屋百姓中』の不安定性によるものと、陽明学の思想構造によるものと考えられ、この点について彼の高弟であった熊沢蕃山は次のように述べている。

予が先師に受けてたがわざるものは実義也。学術言行の未熟なると、時所に応ずるとは、日をかさね熟し、時に当て変通すべし。予が後の人も又予が学の未熟を補ひ、予が言行の後の時に不叶をばあらたむべし。大道の実義をいいては先師と予と一毛もたがふ事あたはず。予が後の人も亦同じ。其変に通じて民人うむむことなきの知もひとし。言行の跡の不同を見て同異を争ふは道を知らざるなり(9)

即ち、日本陽明学の特徴は『庄屋百姓中』の生活保護を『時所に応ず』るよう明らかにすることにあつたといえよう。だからこの思想は歴史的現実の追求と実践性が強調されるので、社会現象を全体的に把握することを要求しているといえる。彼は「翁問答」において宇宙現象全体を説明して次のように述べている。

徳川初期における女性観(萬井)

われ人の身のうちに、至徳要道といへる、天下無双の靈宝あり、このたからを用て、心にまもり身におこなう要領とする也。此宝は上天道に通じ、下四海にあきらかなるものなり(10)

右によれば、人間の主観によって構成される『至徳要道』という哲学的概念が宇宙現象の根本原理となっている。だから『至徳要道』という宇宙現象の根本原理を、自らの『心』の中でより一層追求し、生きていく『要領』とせねばならないことを強調している。彼が人間の主観の産物である『至徳要道』という哲学的概念を強調するのは、『至徳要道』という哲学的概念が大切なのではなく、人間の主体的な能動性、即ち人間が自らの『心』で考えて行動することが大切であるといっているように思われる。そして、「このたからも広大なるゆへに、貴賤男女をえらばず、おさなきも老たるも、本心あるほどの人は、あまねくおこなふみちなり(11)」と、『貴賤男女』という階級身分に関係なく『本心』が大切なことを示している。そして『至徳要道』は普遍的な原理であるがゆえに人間世界では、『聖人』が『孝』という概念によって説明していることも述べている。この場合の『孝』という概念は、日本古代、中世より武家社会によつて使いならされた『忠孝』の『孝』と同じ概念であることは注意する必要があると思う。というのは、武家社会を捨てた彼にあつては、『忠』という武家的な主従関係を表現する概念よりも、庶民的な家族関係を表現する概念である『孝』の方に親しみを感じている点である。『聖人』と宇宙原理の關係については、『聖人』よりも『至徳要道』という『宝』を重要視していることに注意すべきである。それは

日本近世思想史においては、获生徂徠をもって『聖人の道』を否定し、またなぜ『聖人』が道を作ったかについて全体的に説明しているのは、中江藤樹を中心とする日本陽明学派だからである。

このようにして、人は『孝』を追求するという意味において『心』をみがくことが要求され、『学問』するという概念が構成されるのである。中江藤樹は林羅山一派の官許儒学に対して学問の方法論的批判を加えている。それは、林羅山らを中心として出される『法度、仕置』に対する痛烈な批判として現れている。

しをきの学問はすなはち儒学なり。真儒にしたがひてまなびたるがよく候。よき法度は活法とて、事をさしてさためぬものにて候。一偏にさだまりたるをは死法といひて、用にたためぬものなり¹²⁾

このようにして、中江藤樹は自らの学問が深まれば深まるほど政治批判が強化していかざるを得なかったといえるであろう。やがて中江藤樹の蒔いた『心学』は徳川幕府によってつくられた『五人組』を通じて弾圧を受けるようになるのである。

藤樹の思想の特質は、以上に見られるようにその中心は反封建の庶民思想としてではなく、羅山一派の「儒学の封建支配への適用」とその支配思想としての固定化に反対したというもので、その点において進歩的な面を指摘し得ると考えるが、彼の思想が彼自身の依って立つ陽明学——儒学そのものに批判の目を向けなかった点に限界があり、このような形でしか反支配思想の立場を表明できなかった点に日本の反封建思想、即ち、この場合女性解放思想の継承的発展がみられなかった問題点が感じられる。

三、藤樹の女性観の成立

中江藤樹の『心学』が弾圧される客観的な歴史過程について述べ、藤樹の『心学』の歴史的性格について分析してきたのであるが、前記『翁問答』について次のような注目すべき書簡がある。

当代世間のまよひをわきまへたる議論をあつめ翁問答と題し、同志ノ提撕に仕候を京にてぬすみいだし、板にほりかけ申を見つけ、いろ／＼ことほり仕、板をやぶり申候。其故へまへかど書申候ものニ候へば、われら氣に不入如あまた御座候。此故其元へも不進候き、やぶり申板やそんまいり候と、迷惑仕旨ことはり申候ニ付、女中方の勸戒にと、迪吉録のぬき書に評判かきたる書を鑑草と題し、前かどより御さ候を、かのつぐのひに板行任せ申候。いまだ京にてはひろくうり不レ申候。御なぐさみにと一部おくり進候¹³⁾

右によれば、中江藤樹は『翁問答』を自らの同志には講義したのであるが、藤樹自身はその刊行について気がすまなかったようである。そこで出版屋の迷惑を考えて『鑑草』を刊行し、自信をもって友人に送っている。このことから『鑑草』は自らが進んで出版した著述であるということがいえよう。そしてこの『鑑草』の中で女性の生き方について述べている。『鑑草』は藤樹学の一つの体系を構成する著述である為に『翁問答』の論理構成と同様に宇宙・社会全体を統一的に支配する概念を設定している。

情、世間の福を思ひくらぶるに、身やすく心たのしび、子孫のさかふるを上とす。命のながきを次とす。位たかく富るを

下とす。此福ひの種は明德仏性なり。此種をまきて此福ひを造る田地は、人倫日用の交なり。明德仏性をつねに明かにして何事につきてもむさぶらず、いからず、かたくなならず、ひずかしからず、親につかへては孝行の誠をつくし、夫につかへては順従の道を守り、子をそだつるには正しき道にしたがひ、夫の一族には其程々にしたがひてこんせつにあいしらひ、家内僕にはねんごろに情ふかく、こつじき非人に至るまで慈悲をほどこすを明德仏性の修行とす。此修行誠あれば、かならず其生れつきの福分を得る事、たとへばふかく耕しよく耘りぬれば秋実むなしからざるがごとし⁽¹⁴⁾

右は序からの引用であるが、中江藤樹は『鑑草』にあつては『明德仏性』という概念をもつて『翁問答』の至徳要道という概念とほぼ同様につかっている。二つの概念が使用されているからといって藤樹に思想的な変化があつたとは考えられない。むしろ、それは『翁問答』は男性のために著述され、『鑑草』は女性のために著述されたものであるから別の概念をつかつたとみるべきであろう。というのは、日本陽明学にあつては、先に藤樹の高弟であつた熊沢蕃山の書を引用して検討したように、『大道の実義』こそ大切なのであつて、『學術言行』は『時所位に応ずる』ということが中心的な思想だからである。そして『明德仏性』による『福ひ』は、『人倫日用の交』と述べるように、人間の生き方、実践の中に『福ひ』を求める点を強調している。

では、女性のために著述された『鑑草』にはどのような理論的特徴があるかをみてみよう。

徳川初期における女性観（萬井）

我身の栄んよりは子孫のさかへんことをねがふは、皆人の親のねがひなれば、誰もつとめ行ふべき事なれ共、かならずむくひなん理りをわきまへざる故に、をこたるなるべし⁽¹⁵⁾

当時の女性の社会的地位は、すでに検討したように非常に低く、自らが『出世』するということはあり得ないことであつた。だから、女性自身の願望は必然的に子供たちに托されるのであろう。『子孫のさかへんこと』とは、右のような内容をさすものと考えられる。この『子孫のさかへんこと』のために生きる女性に對して、『かならずむくひなん理り』を理論化するのが『鑑草』の著述目的であり、『明德仏性』という概念であつたのであろう。彼は『明德仏性』を次のように説明している。

曰、明德仏性の修行すなはち後生仏果を得る修行なり。いかんとなれば、今生後生すべて心に有。今生に心なければ、此身しがいにして今生のはたらきなし。後生に心なければ、極楽地獄の果を受るものなし。肉身には生死ありといへども、心には生死なきによつて、今生の心すなはち後生の心なり。今生の心明德仏性明らかにして清浄安楽なれば、後生の心即極楽の仏果に至る⁽¹⁶⁾

右によれば、『今生』の行為は『心』の作用により『後生』に通じることと述べ、『心』の重要な役割を説明することで『女性の生き方』についての論拠をあたえている。このことは、藤樹が『仏教思想』を採用しながらも藤樹学としての『心学』をもつていたといえよう。

四、藤樹の女性観の展開

鑑草の序を分析する中で、徳川幕府初期における女性の社会的地位と、それに相応した『女性の生き方』の理論化がなされることを知ったのであるが、現実の『家』の中で女性はどのように生きねばならなかったであろうか。

女は夫の家を我家とし、夫婦一体の理りなるゆへに夫の父母をわが父母とし、我父母を大せつに思ふ心をうつつして、夫と一味に孝を尽すを婦人の孝行とす(17)

まず、『家』を大切にすることと、『夫婦一体の理り』によつて『夫と一味』に『孝』を尽すこと、即ち、服従することが要求される。このことは絶対的なものであつて、『夫と一味』としての姑に非があつたとしてもそれは問題にならないのである。

もし又しうと道なきあてがひあらば、これはしうとの本心にあらず、わが身によからぬことあるゆへにしうとの情識うこぎてかくあると、身をかへり見てわがあやまちをあらため、いよ／＼孝行のまことをつくし、かりそめにもしうとをとかめうらむべからず(18)

姑に非がある場合、それは自らの非の反映であつて、自らの服従によつて解決せねばならない問題であると提起しているが、全く受動的な服従でないことに注意しなければならない。さらに

つねにをのれが本心をあきらかにし、孝行のまことあれば、しうともかならず後来の情識とけ、本来の慈心明になりて、家内和睦し、子孫はんじやうめでたかるべし(19)

と述べ、ここでは姑の非を自らの力によつて正すことができるという確信を与えている。それは『本来の慈心明なりて』と述べるよ

うに、人間本来は正しいのであるが、『時所位』という条件によつて、『心』をくらまされているので、女性が本心を示すことによつて人を指導することができるし、ひいては『家内和睦し、子孫はんじやうめでたかるべし』とまで導くことが可能であると述べている。しかし、女性が『本心』を示しても相手が変わらない場合はどうだろうか。

人間の賞罰沙汰なかりければ、天帝いかりをうごかし、雷公に命して罪ある兄よめをころし、孝ある新婦をよみかえらせ給うのみならず、ぬすめる銭を手にもたせて、はじをさらさせ給ふ事、誠にきみよき賞罰、たくみにすみやかなる事、人間のおよぶべきはにあらず。これをよくかどみて、人のしらざるところはくるしかるまじなど、思へる悪心をいましめこらすべき事なり(20)

悪事が人間の力で変化しない場合は『天帝』『雷公』によつて変化させられることを述べているが、このように『天帝』『雷公』の存在をもつて女性の生き方を規定しようとするのは、自然科学の未発達な段階の社会にのみ通用する論理であり、この女性論は自然科学の未発達な社会特有の女性論であつたといふべきであろう。『天帝』の存在を導入することによつて、即ち、自然科学の未発達な女性の地位、行動を一層低くするものである。次の文章はそのことを物語っている。

そうじて善をなすには、ひそかに人のしらざるやうにとりなすを第一とす。少にても人にしられんと思ふは満心なり。満心はかならず魔縁となる。魔縁あらばかならず魔障あり(21)

このようにして女性の『家』につかえる『孝』は確固不動の概念として論理的に構成され、『家』Ⅱ年貢を中心とする社会の根柢に女性が位置づけられているのである。

女の心いさぎよく正しうして、情欲のまよひなくその夫一人をたいせつにおもひ、余の夫をこひしたはず。たとひ夫死して寡なるも、ふたび余の夫にまみえ交はらざるを守節という。……夫をばあなどりかろしめ、余の夫を恋したひで、淫乱なるを背夫といふ。それ守節は孝行の一端、天理の当然なれば、かならず今生後生めでたきむくひあり。背夫は不孝の一しなにして、天理にそむくゆへに、今生後生あさましきむくひあり⁽²²⁾。

女性は結婚するや、『家』と同様に『夫』に服従しなければならぬ。この場合、女性は何らの要望も入れられず『わが身の生れつきたる果報なり』と考えるよりはかはなく、『情欲』『淫乱』を夫の見えぬ所で行なうならば、『天道神明の照覧』によって見出され、罰せられる。そして、この服従は夫の死後も継続されるものであり、夫婦関係は絶対的な服従をもって規定されているといえよう。『守節背夫』の具体的な展開について藤樹は『不嫉妬毒』という概念で説明している。

不嫉は守節の善行なるゆへに、かならずめでたき報あり、妬毒は背夫の悪逆なれば、かならず浅ましくおそろしきむくひあり。それ不嫉に三の得あり、妬毒には三の損有⁽²³⁾。

即ち、妻が夫に対して『不嫉の本心』を明らかにすれば、(1)其夫つまの賢徳を感じ、をのが非をくゐて、淫乱をやむるものなり。

徳川初期における女性観(萬井)

(2)家内和睦して家門の福ひ子孫のはんじゃうめでたきものなり。

(3)夫も是をふかみ、世間には是をおもんじ、其名末代にかうばしく、その上三毒の焰もえざれば、明徳仏性あきらかにして、現世安楽、後生善所の得益あり⁽²⁴⁾。

となり、次に『妬毒の虻心』がはなはだしければ、

(1)興さめ、おそろしくて毒虻のごとくおほえぬれば、つゐに離別のもとひと成ぬ。

(2)まず家内和睦せず。……其子孫を絶滅し、家内のすいび多分これより発る。

(3)その夫にあなどりうとまるるのみにあらず、世間には是をそしり、悪名先祖をけがす。……今生にては常に住ねをこがし焦熱のくるしびにしづみ、当来にては地獄のせめのがれがたし⁽²⁵⁾。

と述べ、右の諸関係をよく『心』にとめるようにと教えている。そして一方男性に対しては、「天子の後は十二人、諸侯は九人、卿大夫は三人、士は二人」の女性を所有することを『礼法の常なり』と認め、女性には、「一には舅姑の不幸なるを去、二には子なきを去、三には淫乱なるを去、四にはりんぎふかきを去、五にはあやしきやまひあるを去、六には多言にして中ごとを云、いっはり云をさる、七にはめかくして夫の物をぬすみ、かだましきを去⁽²⁶⁾」の『七品去るるの罪』を持っていくと述べている。

しかし藤樹は右のような女性の地位に対して「万物みな一心の變化なれば、一念の住するところはみなその形を生ず⁽²⁷⁾」と、その

地位の根源が『心』であると説明し、「過ちあらん人は第一其心を善にうつして、禍ひをまぬかれ、福ひをまんとつとむべき事なり」(28)と『心学』の会得によりこれを解決するように述べている。

次に『淫乱』と『てかけ』の関係について——「聖人七去の法の中に、子なきはさるとあれば、子なくしてをれその家にあるは、夫の慈悲有がたき事なれば、われよりすすめても、てかけをととのへ、なさけをかけて、子孫をもとむべき事、義理の当然なり」(29)と、『家』を中心とする子孫相続のための『てかけ』の存在理由を説明している。そして、夫の『淫乱』については、「もし、夫不義無道の淫乱あるときは、かならずふせぎとむべし、妻の異見ばかりにてかなひがたくば、或はしうと、或は一門、或はしたしき友などへ、ひそかに談合してふせぎとむべし」(30)と、『不義無道の淫乱』の中止を要求し、女性の無条件の服従は述べていないことも注意すべきであろう。

そして、次に『てかけ』については、「人のてかけとなり、やうことなる女も、同じく人の生をうけてことなるところはなけれ共、貧窮せんかたなくてこそ、人のてにかかり、おきねだにも心にまかせず、何事もみな主にはからはれ、一門の会合をもはなれ、又夫婦のちなみもなく、いとあはれなる境界なり。我身わが子の彼がきようがいならば、いかばかりかはかなしかるべきと、思いはからば、心あらん人はあはれむなさけふかゝるべし」(31)と、『てかけ』について同情を示し、人間の差別が『貧窮せんかたなく』と経済問題によって決定されていることを述べ、儒学理気論における人間の差別観を、現実問題と対決する中で否定し、『万

物一原の理りなるゆへに、本来吾と人との差別なし」と、彼自身の『心学』によって理論化している。

以上『家』『夫』を中心に女性の生き方を考察してきたが、右の考察を通じて、藤樹の女性観は形式的には『四書五経』を中心とするものであるが、その内容は彼独自の『心学』による解決方法であり、歴史的現実をよく見つめ、被支配者層の立場で発言し、被支配者に対して同情の目を向けている。藤樹のこのような立場こそが彼の『心学』を発展させる基礎となつているといえる。この『鑑草』という女性論を通じて、『生きとし生る人たれかその子を愛せざらん、奴といへ共皆人の子なり、……夫福分に貴賤ありて、主人となり奴となるといへども、畢竟同じく人の生をうけたるものなり」(32)と、貴賤一体の心得である論理を主張している。

このように中江藤樹は支配者に反抗する中で彼の女性観を展開していることがその根本であったといえる。だからこそ彼は抵抗の多い『翁問答』の出版をさげ『鑑草』を自信をもって出版し支配者に対する抵抗を示したと考えられる。そして、このことを女性論を通じて行ったところに彼の先駆性があり、日本ではじめての女性論を体系的に仕上げたという基礎があったといえよう。

五、結 語

以上のように、女性の能力を認め、精神的にでも男女平等を主張されることは、『家』を支配の中心とする幕藩体制にとって有害なものであり、この思想を否定することは幕府支配者の重要な歴史的課題であったといえる。『日本陽明学派』の女性観は、幕

府とその思想的代弁者たちによって否定され、女性史にとって暗黒な時代が到来するのである。『陽明学派』の女性観は、官学派に対して特に「女性の無能者扱い」を批判したに終始しており、女性の地位の意識的向上を要求したのではなく、むしろ封建秩序のより合理的な維持の方法としての「女性の地位の改良」を目標したものではないかとも考えられる。

革命的な反封建思想の一翼としての女性解放理論の登場は、明治維新以後まで見られなかったわけで、女性史は日本農民史とその歩みを共にして独自の展開はなく、その改良要求の伝統が現代においても未だに遺制の問題として残っていると考えられる。

注(1) 女大学「益軒全集」巻三、六九〇頁

注(2) 若木近世史研究会編「条令拾遺」五五頁

「条令拾遺」がなぜ寛文以前を集めているかについては大きな興味がある。即ち、百姓支配の強化と共に支配形式の一つの転化の時期に支配総括として編纂されたのではなからうか。

注(3) 「続々群書類従」第十、教育部、八八頁

注(4) 同右 八二頁

注(5) 「世界歴史事典」第二二巻、二六〇頁

注(6) 「藤樹先生全集」岩波書店、昭一五、第五冊、一二頁

注(7) 「藤樹先生全集」第一冊、一二二～一二三頁

注(8) 同右 第五冊、一七頁

注(9) 「番山全集」番山全集刊行会、昭一六、第一冊、三四

〇～三四一頁

徳川初期における女性観(萬井)

注(10) 「藤樹先生全集」第三冊、六一頁

注(11) 同右 六三頁

注(12) 同右 一三五頁

注(13) 「藤樹先生全集」第二冊、四四一～四四二頁

注(14) 「藤樹先生全集」第三冊、三一七頁

注(15) 同右 三一九頁

注(16) 同右 三一九頁

注(17) 同右 三二二頁

注(18) 同右 三二三頁

注(19) 同右 三二三～三二四頁

注(20) 同右 三三二～三三三頁

注(21) 同右 三三三頁

注(22) 同右 三五三頁

注(23) 「藤樹先生全集」第三冊、三八一頁

注(24) 同右 三八一～三八二頁

注(25) 同右 三八二頁

注(26) 同右 三八四頁

注(27) 同右 三九三頁

注(28) 同右 三九五頁

注(29) 同右 四〇三頁

注(30) 同右 四〇二～四〇三頁

注(31) 同右 四〇三～四〇四頁

注(32) 同右 四四三～四四四頁